

内房広域都市圏

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（千葉県決定）

内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

なお、内房広域都市圏には、市原都市計画区域、袖ヶ浦都市計画区域、木更津都市計画区域、君津都市計画区域、富津都市計画区域、大佐和都市計画区域が含まれる。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更理由書

変更理由

令和３年度の都市計画基礎調査の結果等に基づき、将来人口の見通しや土地利用、都市施設の整備など社会経済状況の変化、さらに、「都市計画見直しの基本方針」の「都市計画見直しの基本的な考え方」等を踏まえ、都市計画の目標、目標年次等に関連する変更を行うものである。

また、広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の激甚化・頻発化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な枠組み（圏域）による都市計画を推進していくことが必要となっており、市原都市計画区域外５都市計画区域を内房広域都市圏に位置付け、都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものとして、内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として策定するものである。